

議案第23号	三田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
総務課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号） <p>【番号法の改正内容】</p> <p>(1) 第19条第8号の追加 地方公共団体が行う条例事務（第9条第2項の規定に基づき条例で定めた独自利用事務のうち、国の個人情報保護委員会の要件を満たし、承認を受けた事務をいう。）において、情報提供ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）を利用した情報連携を可能とすることを規定。</p> <p>(2) 第26条の追加 上記(1)のとおり、条例事務におけるネットワークの利用が可能となったことに伴い、条例事務におけるネットワークを利用した特定個人情報の提供等についても、法定事務のそれと同様に取扱うこととし、番号法第21条から第25条までの規定を準用することを規定。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 上記番号法の改正内容に鑑み、当該条例について次のとおり改正を行う。</p> <p>ア 第2条第3号の4 ネットワークによる情報提供等の記録を「情報提供等記録」と定義する当該規定において、記録することの根拠規定に番号法第26条を含める旨を加える。</p> <p>イ 第35条 保有個人情報を訂正した場合に、その内容を書面により通知する相手方として、条例事務において情報の授受を行った者を加える。</p> <p>(2) 番号法第30条の規定に準じて規定を整備する。</p> <p>ア 第36条の2 特定個人情報の利用停止又は消去の措置を請求することができる場合として、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている場合を加える。</p> <p>【施行期日】 平成29年5月30日（第2条は公布の日）</p>